

子供の医療費助成制度の創設を求める意見書

少子化が深刻となる中で、未来を担う子供たちの健やかな成長を支えるための子育て支援は極めて重要である。

地方自治体においては様々な子育て支援施策に取り組んでいるが、中でも子供の医療費助成は自治体ごとの制度であることから、対象年齢要件のほか所得制限や一部負担金の有無もそれぞれ異なり、自治体間の格差や自治体間競争の要因となっている。

医療費助成は地方自治体が独自に始めた制度ではあるが、少子化社会における子育て支援は我が国における喫緊の課題であることは言うまでもない。厳しい財政状況の中で、各々の地方自治体は地域の特性に応じた子育て支援施策を充実しているところである。

一方で、国においては来年4月に子供政策の司令塔である、こども家庭庁が発足することとなっている。子供の医療費助成は、公的医療保険制度を補完する制度として国として進める優先課題と考える。

よって、国におかれては、全国一律の子供の医療費助成制度を創設することを強く要望する。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月16日

衆	議	院	議	長
参	議	院	議	長
内	閣	総	理	大
厚	生	労	働	大
内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画）				

宛て

横浜市会議長

清水 富雄